岡山県議会議員選挙啓発推進事業要綱

第1 趣 旨

平成27年4月12日執行の岡山県議会議員選挙においては、全ての有権者がこの選挙が県民の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加するよう、市区町村との連携の下、各種啓発活動を行うものとする。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

選挙の正しいルールを周知徹底するとともに、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、全ての有権者の自覚と責任において自由な投票ができるよう、きれいな選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

「大人の責任 その1票!」を統一標語として、県民が県政における県議会の役割に対する認識を深め、投票は県政に参加する最大の機会であることを広く周知徹底し、有権者がこぞって投票するよう投票総参加を推進する。

特に、若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施する。

第3 活動の進め方

- 1 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、この要綱に基づき、相互の密接な連携と協力の下、啓発活動を展開するものとする。
- 2 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙推進岡 山県連合会及び市町村の明るい選挙推進協議会の協力を求め、相互の連携により啓発 事業を実施するものとする。

第4 実施事業

別紙事業計画書による。

岡山県議会議員選挙啓発事業計画

【4月3日告示、4月12日投票】

		L -	月3日告示、4月12日投票】 -
	事 業 名	事 業 内 容	実施時期(予定)※
1	ポスターによる啓発	啓発ポスターの配付・掲示	期間中
2	電車・バスの車内広告	JR 車両、路面バス等の車内に広告を掲示	3月下旬~4月12日
3	テレビ、ラジオスポット	テレビ、ラジオでスポット CM を放送	4月上旬~12日
4	新聞広告	新聞広告を活用した投票日等の周知	(1回目)3月下旬 (2回目)投票日直前
5	チラシによる啓発	啓発用チラシを配布することによる選挙期日 の周知及び投票の呼びかけ	期間中
6	広報車による巡回	車体に啓発パネルを貼り、テープを流しなが ら巡回	4月4日~12日
7	街頭啓発	県選管事務局等による岡山駅周辺での啓発	4月10日
8	啓発資材の作成、配布	各地域での街頭啓発等でポケットティッシュ 等を配布 各分局(県民局)等に、のぼり、たすき、車 体用啓発パネル等を配付	期間中
9	啓発塔による啓発	岡山駅電停横の啓発塔への懸垂幕掲出	3月下旬~4月12日
10	懸垂幕の掲出	県庁舎、各分局(県民局)、デパート等への 掲出	(県庁・分局) 3月上旬〜4月12日 (デパート等) 3月下旬〜4月12日
11	電光ニュース	電光ニュース(JR岡山駅屋上)による啓発	3月上旬~4月12日
12	Facebook による啓発	Facebook を活用した啓発	期間中
13	店内放送による啓発	デパート等に店内放送を依頼	4月上旬~12日
14	プロバイダーによる広報	各プロバイダー会員への広報、HPへのバナ 一広告掲載	期間中
15	県広報媒体による啓発	県の広報媒体(テレビ、ラジオ等)による啓 発	期間中
16	県ホームページでの広報	インターネットの県のホームページによる広 報	期間中
17	コンビニでの広報	店舗への卓上のぼり設置、ティッシュ配付に よる啓発	期間中
18	点字版お知らせによる啓発	点字版のお知らせを視覚障害者に配付することによる選挙期日の周知及び投票の呼びかけ	期間中
19	分局による啓発	各分局(県民局)において工夫して啓発を行 う	期間中
20	市区町村選管による啓発	広報車、広報紙、有線放送等による啓発を行 う	期間中

[※] 実施内容・時期等は予定であり、今後変更することがあります。